

初回接種(1・2回目接種)がまだお済みでない方へ



年内に1・2回目接種を

完了することをご検討ください。



1・2回目
は年内に

現時点での情報

1

1・2回目接種に使用している従来型ワクチン(※)は、年内で、国からの供給を終了する予定です。

初回接種またはオミクロン株に対応した2価のワクチン(オミクロン株対応2価ワクチン)での追加接種をご希望の方は、なるべくお早めに受けてください。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

(※) 従来型ワクチンを使用します。詳しくは、2ページ目のQ1をご覧ください。

2

オミクロン株対応2価ワクチンは、1・2回目接種が完了しないと接種できません。

本年9月20日よりオミクロン株対応2価ワクチンによる接種を開始しています。オミクロン株対応2価ワクチンは、1・2回目接種を完了した12歳以上の方が対象で、1人1回接種します。

このワクチンはオミクロン株に対して、従来型ワクチンを上回る重症化予防効果とともに、持続期間が短い可能性があるものの、感染予防効果や発症予防効果も期待されています。

オミクロン株対応2価ワクチンは、追加接種として臨床試験を実施し、有効性・安全性が確認されているため、従来型ワクチンによる1・2回目接種を完了している方が対象です。

(注) オミクロン株対応2価ワクチンは、2回目接種から3か月以上の間隔をあけて接種します。

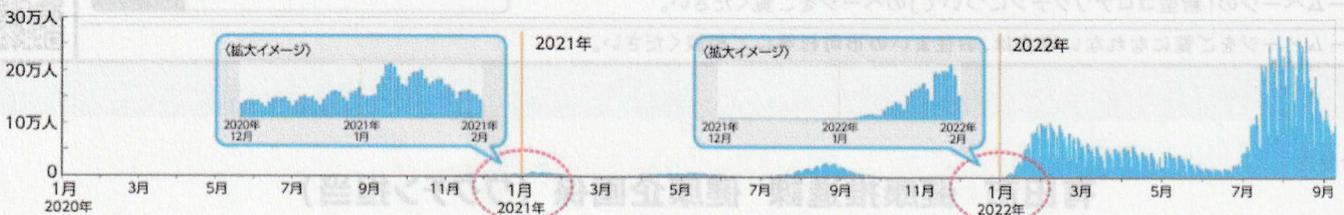
(10月19日 厚労省薬事食品衛生審議会で接種間隔「5か月以上」から「3か月以上」への短縮が了承されました)

3

年末年始の新型コロナの流行に備えましょう。
計画的なワクチン接種をご検討ください。

これまで2年間、年末年始の後に新型コロナは流行しています。流行に備えて、重症化リスクの高い高齢者等はもとより、若い方にもオミクロン株対応2価ワクチンによる接種をおすすめしています。

■ 日本国内の新規感染者数(1日ごと)



よくあるご質問

Q1. 新型コロナワクチンの初回接種(1・2回目接種)にはどのようなワクチンが使用できますか。

A. 1・2回目接種には、従来型ワクチンを使用します。

従来型ワクチンとは、新型コロナの従来株に対応した1価ワクチンの中で、ファイザー社ワクチン、モデルナ社ワクチン、武田社ワクチン(ノババックス)のいずれかになります。

Q2. オミクロン株対応2価ワクチンは、初回接種(1・2回目接種)では使用できないのですか。

A. オミクロン株対応2価ワクチンは、追加接種として臨床試験を実施し、有効性・安全性が確認されているため、現時点においては、1・2回目接種としては、使用できません。

オミクロン株対応2価ワクチンを接種するためには、まず従来型ワクチンによる1・2回目接種を完了してください。

Q3. 1・2回目接種用の接種券が古かったり、なくしてしまったりした場合でも受けることができますか。

A. 受けられます。お住まいの市町村から以前送付された1・2回目接種用の接種券がお手元にある場合は、そちらをお使いください。ワクチンを受けたい医療機関や会場をお探しのうえ、予約をお願いします。

接種券をなくしてしまった場合は、お住まいの市町村にご連絡ください。

ワクチン接種の詳しい情報については、こちらをご覧ください。

1・2回目接種 ▶



オミクロン株対応2価ワクチン接種 ▶



◎ワクチンを受けるにはご本人の同意が必要です。

ワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていただいた上で、ご本人の意思に基づいて接種をご判断いただきますようお願いいたします。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。

職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に対して差別的な対応をすることはあってはなりません。

◎予防接種健康被害救済制度があります。

予防接種では健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことはできないことから、救済制度が設けられています。

申請に必要な手続きなどについては、住民票がある市町村にご相談ください。

感染予防対策を継続していただくようお願いいたします。



密集場所

「3つの密(密集・密接・密閉)」の回避



密接場面



密閉空間



マスクの着用(※)



石けんによる手指消毒用アルコールによる手洗い



こまめな換気



こまめな換気

(※) 屋外では、人と会話をするとき以外は、熱中症を防ぐためにもマスクを外しましょう。

新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報については、厚生労働省ホームページの「新型コロナワクチンについて」のページをご覧ください。

厚労 コロナ ワクチン

検索

ホームページをご覧になれない場合は、お住まいの市町村等にご相談ください。



お問合せ先

有田市 健康推進課 健康企画係 (ワクチン担当)

電話：0737-82-5360 (平日 8:30~17:15)

新型コロナワクチン初回（1・2回目）接種について

12歳以上を対象とした新型コロナワクチン初回（1・2回目）接種を下のとおり、実施いたします。ご都合の良い日程で、下記健康企画係までお申し込みください。

なお、接種に使用するワクチンは武田社製ワクチン（ノバックス）となります。

（※16歳未満の方が接種を受ける際には、保護者の同伴が必要です。）

【日程】

	1回目	2回目	申込締切※
①	12月1日(木曜)	12月22日(木曜)	11/25(金)
②	令和5年1月11日(水曜)	2月1日(水曜)	12/23(金)
③	2月1日(水曜)	3月1日(水曜)	1/24(火)
④	3月1日(水曜)	3月23日(木曜)	2/21(火)

※ 各日ともに、定員に達し次第受付を締め切らせていただきます。

【 実施場所 】 有田市保健センター（有田市箕島27番地）

【 接種受付時間 】 13時30分

【ご持参いただく物】 接種券・予診票・本人確認書類（免許証・保険証等）

接種券がない場合

接種を受ける際には接種券が必要です。紛失等でお手元がない場合は右の二次元コード、または下記健康企画係まで再発行をお申し出ください。



<お申込み・お問合せ> 有田市健康推進課 健康企画係（ワクチン担当）

☎ 0737-82-5360（平日 8:30~17:15）



税務職員ふたば

★ 令和5年10月の制度開始までに 事前準備が必要ですのでお急ぎください!!

売手としての事前準備・検討事項の例

- 取引先へ交付している書類の種類を確認しましょう
- 取引先へ交付している書類等にインボイスの番号等の記載事項を検討しましょう
- 売上先に登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を確認しましょう
- インボイスの写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討しましょう

買手としての事前準備・検討事項の例

- 仕入先から受け取る請求書等が、インボイスの番号等の記載事項を満たしているか確認しましょう
- 帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討しましょう

わからない・困ったときには

制度についての一般的なご質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。

上記の「インボイス制度特設サイト」からも、ご利用いただけます。

チャットボットはこちらから



インボイス制度の疑問にお答えします!



税務職員ふたば

軽減・インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします

フリーダイヤル **0120 - 205 - 553 (無料)**
9:00~17:00 (土日祝除く)

※ 個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

詳しく知りたい時には インボイス制度説明会!!

インボイス制度説明会へのご参加の際は、事前に、電話予約をお願いします。

開催日	時間	開催場所	定員	連絡先
11月30日(水)	10時~11時	〒643-0004 湯浅町湯浅2430-77 湯浅納税協会 3階 会議室	20名	湯浅税務署 法人課税部門 (ダイヤルイン) 0737-63-5406 ※ 事前予約は、開催日の 1週間前まで 受付
12月21日(水)	14時~15時			
1月25日(水)	10時~11時			
2月22日(水)	14時~15時			
3月29日(水)	10時~11時			

電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金（5万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（1世帯あたり5万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり **5万円**

給付金の支給時期

有田市が確認書(または申請書)を受理した日から1カ月後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和4年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和4年1月～12月の収入が
減少し「住民税非課税相当」
の収入となった世帯(家計急変世帯)

有田市から確認書が
届きます（要返送）

※一部申請が必要な場合があります

令和4年9月30日時点で住民登録のある
世帯に確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和4年10月31日（月）
～令和5年1月31日（火）

申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和4年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、有田市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、市役所支援給付金窓口にて返信してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に市役所支援給付金窓口にご提出ください。



II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍）が市町村住民税均等割非課税水準以下であることを指します。
住民税非課税となる年間給与収入の目安（有田市の場合）単身の場合：93万円以下、母・子(1人)の場合137万8千円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに市役所支援給付金窓口にご提出ください。

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、有田市や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

 **0120-526-145**

受付時間 9:00~20:00（土日祝、12/29~1/3を除く）

有田市役所 支援給付金窓口

0737-82-3100

0737-82-3101

受付時間 平日 8:30~17:15